

電気料金要綱

(低圧電カプラン)

実施日 令和2年11月1日

セントラル石油瓦斯株式会社

(登録番号 A0032)

電気料金要綱
(低圧電カプラン)

目次

1. 実施時期.....	3
2. 定義.....	3
3. 季節区分.....	3
4. 適用条件.....	3
5. 契約電力の変更.....	5
6. 低圧電力要綱の変更および終了.....	6

この電気料金要綱（低圧電力プラン）（以下「低圧電力要綱」といいます。）は当社の「電気需給約款（低圧）—東京電力管内—」（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、低圧電力プランとして、動力をご使用のお客様へ電気を小売りするときの料金その他の条件を定めたものです。なお、低圧電力要綱に定める料金および燃料調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

低圧電力要綱は、2020年11月1日より実施します。

2. 定義

低圧電力要綱において定義される言葉は、需給約款によるものとします。

3. 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

4. 適用条件

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様が低圧電力プランの申込みを行い、当社との協議が整い、低圧電力プランとして電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において電灯または小型機器（以下「電灯等」といいます。）もあわせてご使用する場合は、契約電力と電灯等の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または電灯等の契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯等もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めるときには、契約電力と電灯等の契約電流または電灯等の契約容量との合計が50キロワット

以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，一般送配電事業者の託送供給等約款により，交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

(イ) 契約電力は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，(5)により算定された値といたします。この場合，一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認します。ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(ロ) (イ)により契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客様と当社との協議によって定めることができるものとします。この場合，料金およびその他必要な条件について，低圧電力要綱および需給約款によらず，お客様と当社との間で協議により個別に定めることがあります。

(ハ) 電気の使用実態に応じ，(イ)または(ロ)で定めた契約電力が不相当と当社が認める場合においては，当社はその理由を通知の上，お客様と協議を実施し，契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、別表（低圧電力プラン）1-1（契約種別および料金）その1月の基本料金、電力量料金および別表2（国または地方公共団体等による賦課金）の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料調整費）によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは加えたものといたします。

(5) 契約容量の算定方法

(3) (イ)における契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(イ)

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

(ハ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(6) その他

契約主開閉器等を無断で取り外す、交換する等の行為および変圧器、発電設備等を介して、電灯等を使用することは不正利用となり、契約の終了もしくは別に定める違約金を申し受けます。

5. 契約電力の変更

- (1) お客様が契約電力の変更を希望される場合、および需要場所における契約電力の変更を伴う契約主開閉器、負荷設備、受電設備等の設備を変更される場合には、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) 契約電力の変更に伴い、当社がお客様に対し行う、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。

6. 低圧電力要綱の変更および終了

- (1) 低圧電力要綱を変更する場合には、需給約款の 2（需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は低圧電力プランおよび低圧電力要綱を終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間をおいて終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (3) 低圧電力要綱の終了に伴い、お客様の需給契約の契約条件が変更となる場合、電気事業法にもとづくお客様への供給条件の説明、説明書面および変更後の書面の交付については、需給約款の 2（需給約款の変更）に定める方法によるものとします。